

## 令和6年度燕・弥彦総合事務組合水道事業会計予算

(総則)

第1条 令和6年度燕・弥彦総合事務組合水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 給水戸数	39,677	戸
(2) 年間配水量	12,306,000	m <sup>3</sup>
(3) 一日平均配水量	33,715	m <sup>3</sup>
(4) 主要な建設改良事業	浄水場施設再構築事業	
	177,248	千円
	老朽管路更新事業	
	1,352,089	千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収	入	
第1款 水道事業収益	3,997,992	千円	
第1項 営業収益	1,992,360	千円	
第2項 営業外収益	1,983,573	千円	
第3項 特別利益	22,059	千円	

	支	出	
第1款 水道事業費用	3,529,993	千円	
第1項 営業費用	1,725,858	千円	
第2項 営業外費用	29,697	千円	
第3項 特別損失	1,771,338	千円	
第4項 予備費	3,100	千円	

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 1,204,360千円は、過年度分損益勘定留保資金 39,495千円、当年度分損益勘定留保資金 800,233千円、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 99,032千円及び建設改良積立金 265,600千円で補てんするものとする。）。

	収	入	
第1款 資本的収入	804,426	千円	
第1項 企業債	476,700	千円	
第3項 負担金	14,375	千円	
第4項 補助金	313,351	千円	

	支	出	
第1款 資本的支出	2,008,786	千円	
第1項 建設改良費	1,777,805	千円	
第2項 企業債償還金	230,981	千円	

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事項	期 間	限 度 額
水道ビジョン・経営戦略策定業務委託	令和6年度から 令和7年度まで	50,600千円

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
浄水場施設再構築事業	26,700千円	普通貸借	1.5%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金等について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	40年以内(うち据置5年以内)の年賦又は半年賦とし、元金均等又は元利均等の方法により償還する。 ただし、財政の都合により据置期間中であっても繰上償還をし、償還年限を短縮し、又は低利債に借り換えることができる。
老朽管路更新事業	450,000千円			
計	476,700千円			

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、3,000,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 各項に計上した予定額に過不足を生じた場合における、同一款内でこれらの経費の各項間の流用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

- (1) 職員給与費 194,835 千円

(たな卸資産購入限度額)

第10条 たな卸資産の購入限度額は、20,133千円と定める。

令和6年2月22日 提出

燕・弥彦総合事務組合  
管理者 燕市長 鈴木 力